

多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

令和 7 年 6 月 9 日

剣 淵 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1 号 事 業	2 号 事 業	3 号 事 業	4 号 事 業	地域	重点区域との重複 の有無		
○				南桜町地区 西岡町地区 西原町地区 東町地区	なし	令和 6 年度～ 令和 10 年度	南桜町資源保全組合 西岡町資源保全組合 西原町資源保全組合 東町資源保全組合